

ユニフォーム広告掲示申請とクラブ申請について

○ユニフォーム広告掲示申請

ユニフォームに企業などの広告を入れる際には申請が必要

広告として掲出できるものは企業名（団体名）又は商品名（サービス名等を含む）とする。なお、これらと一体をなす又はこれらに付随する要素（企業ロゴ、商品や企業のキャッチコピー等）を併記することは許容される

サイズ等、詳細に関してはJFAのユニフォーム規定第6条～第8条を確認してください

URL：https://www.jfa.jp/about_jfa/policy_rule/

○クラブ申請とは

日本サッカー協会に登録された同一競技（サッカー・フットサル）の各種別（年代）の複数のチームにより構成された団体で、所属の都道府県サッカー協会とJFAの承認を得たものをクラブとする

クラブは、クラブ内のチーム間において、上の年代の大会に下の年代のチームに所属する選手を移籍手続きなしに出場させることが可能

※ 各大会での適用については、その大会要項の定めるところによる

クラブとしての条件

- ・ 同一都道府県サッカー協会の加盟登録チームまたは準加盟チームにより構成
- ・ 同一競技のチームで構成（サッカーとフットサルにまたがる申請は不可）
- ・ 異なる年代の複数チームで構成されている
- ・ 統一的な運営組織を持っている

申請URL：<https://forms.gle/ce6yVUN7fyKSsf578>